

令和4年4月12日

会員 各位

全国中小企業団体中央会

「労働者の心身の状態に関する情報の適切な取扱いのために
事業者が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件」の周知について

この度、標記に関し、厚生労働省労働基準局長より、本会会長宛てに、周知依頼がありました。

つきましては、傘下の会員組合・組合員企業等に対し、別添により、本件につきまして周知していただきますようお願い申し上げます。